

『新しい時代の生涯学習（第2版）』P165～168 掲載の「年表 男女共同参画社会への歩み」に、2008年以降～2015年の動きを以下に記して補足いたします。（2016年12月20日：有斐閣）

「年表 男女共同参画社会への歩み」（つづき）

年代	国連および国際機関の動き	日本の動き
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行（1月）</li> <li>ILO条約勧告適用専門家委員会報告発表（3月） 【同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（100号）に関する法規定に対する勧告】</li> <li>男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」策定（4月） 【指導的地位に立つ女性の参画加速のための基礎整備と女性の参画が進んでいない分野（医師・研究者・公務員）への重点的取組】</li> <li>改正性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律施行（12月）</li> </ul>
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本の「女性差別撤廃条約実施状況第6回報告」に対する国連女性差別撤廃委員会の最終見解公表（8月） 【婚姻適齢，離婚後の女性の再婚禁止期間，夫婦の氏を選択，非嫡出子等に関する差別的な法規定に対する勧告】</li> </ul>	
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第54回国連女性の地位委員会「北京+15」記念会合開催（3月）</li> <li>国連グローバル・コンパクト，国連女性開発基金共同作成「女性のエンパワーメント原則（WEPS）」発表（3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正育児・介護休業法施行（6月，一部2012年7月施行）</li> <li>「第3次男女共同参画基本計画」策定（12月）</li> </ul>
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」設立（1月）</li> </ul>	
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>改正ストーカー規制法一部施行（10月）</li> </ul>
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第58回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議採択（3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行（1月施行）</li> <li>改正男女雇用機会均等法施行（7月） 【間接差別の範囲拡大，性別による差別事例の追加，セクハラ予防・事後対応の徹底等】</li> </ul>
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第59回国連女性の地位委員会「北京+20」開催（3月）</li> </ul>	